

平成26年度

# 国の施策等に関する提案・要望

平成25年6月

栃木県



# 提 案 ・ 要 望

栃木県政の推進に対しまして、日ごろから深い御理解と暖かい御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に基づき、本県の将来像である「安心」「成長」「環境」をともにつくる、「元気度 日本一 栃木県」の実現とともに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの復興を果たすべく、オール栃木、チーム栃木として各種施策を着実に進めて参りました。

しかしながら、原子力災害の影響は、未だ、県民生活や経済活動など広範囲に及んでおり、引き続き、除染対策や観光地の風評被害払拭に向けた取組等をより一層推進していくとともに、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を計画的に進め、安全・安心な暮らしの確保や力強い成長へとつなげていくことが求められております。

また一方、本県では、県民満足度の高い県政の推進には、県財政の健全化が必要と考え、これまで給与カットや人員削減など不断の行財政改革に取り組んで参りました。さらに今年度からは、「財政健全化取組方針」に基づき、強固な財政基盤の確立にも努めているところですが、医療福祉関係経費や公債費の増加等により、今後も財源不足が見込まれるなど、本県財政は極めて厳しい状況にあります。

「災害に強いとちぎ」づくりはもとより、多様化する県民ニーズに的確に応え、子どもたちが未来に夢と希望を描くことができる「元気度 日本一 栃木県」を実現するためには、全国的な視点からの制度創設や施策の推進、必要な財政措置など、是非とも御協力いただきたい事項がございます。

この「平成26年度国の施策等に関する提案・要望」は、これらの事項についてとりまとめたものでありますので、是非御理解をいただき、国の予算編成や施策の決定に反映されるようお願い申し上げます。

平成25年6月

栃木県知事 福田 富一

# 目 次

## 教育・子育て、地域医療の充実のために

1	きめ細かな指導ができる教育環境の整備について（文部科学省）	1
2	特別支援教育に係る支援環境の整備・充実について（文部科学省）	2
3	小・中学校及び高等学校における教育相談体制の充実について（文部科学省）	3
4	公立学校の耐震化事業等に係る施策の充実について（文部科学省）	4
5	次世代育成支援対策の充実・強化について（厚生労働省）	5
6	地域医療確保対策について（厚生労働省・文部科学省）	6
7	難病対策の充実について（厚生労働省【一部新規】）	8
8	がん診療連携拠点病院の指定の抜本的見直しについて（厚生労働省【新規】）	9

## 安全で快適な暮らしを支える社会づくりのために

9	地上デジタル放送の難視地区対策について（総務省）	10
10	警察活動体制の充実・強化について（総務省・警察庁）	11
11	県民生活の安心と向上を図る基金事業の継続について（内閣府・厚生労働省・文部科学省）	12
12	住宅・建築物の耐震化の推進について（国土交通省【一部新規】）	13
13	公共交通ネットワークの維持・充実について（国土交通省）	14
14	安全な県土づくりを担う社会資本の整備促進について（国土交通省）	16
15	広域幹線道路ネットワークの構築について（国土交通省）	17
16	ダム事業の着実な推進及び生活関連事業の実施について（国土交通省）	19
17	雇用対策の推進について（厚生労働省）	20

## 豊かな環境を守り育てるために

18	再生可能エネルギーの導入促進について（内閣府・資源エネルギー庁・環境省・農林水産省・国土交通省）	【一部新規】 -- 21
19	日光国立公園利用施設の適正維持について（環境省）	22
20	森林・林業再生プランの着実な推進について（林野庁【一部新規】）	23
21	森林整備のための税財源の確保について（林野庁【一部新規】）	24
22	水源林の適切な保全について（林野庁・国土交通省）	25
23	廃棄物処理施設の設置・解体の促進対策について（環境省）	26
24	安定型最終処分場の許可基準について（環境省）	27
25	山の日の制定及び祝日化について（内閣府・環境省・林野庁）	28

## 新たな自治の基盤づくりのために

26	地方分権改革の推進について（内閣府・総務省）	29
27	地方税財源の充実・強化について（内閣府・総務省【一部新規】）	30
28	地方公務員給与について（総務省【新規】）	32
29	国会等移転の促進等について（内閣府・国土交通省）	33

## 原子力災害からの復興のために

3 0	放射性物質に汚染された廃棄物の処分について（環境省・国土交通省・厚生労働省・農林水産省）	
		【一部新規】 -- 35
3 1	地域の実情を踏まえた除染対策の推進について（環境省）【一部新規】	----- 37
3 2	農地の除染対策について（農林水産省）【一部新規】	----- 38
3 3	風評被害払拭に向けた取組について（観光庁・外務省）	----- 39
3 4	特用林産物の生産基盤立直しのための支援について（復興庁・林野庁）	----- 40
3 5	輸出農産物及び加工食品に関する輸入規制解除について（農林水産省）	----- 41
3 6	地域の実情に応じた復興施策への支援について（復興庁）	----- 42

（注）【新 規】：前年度に提案・要望していない事項

【一部新規】：提案・要望の細目として新しい部分加わる事項

## 【 1 】 きめ細かな指導ができる教育環境の整備について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

新学習指導要領による授業時数の増加への対応や人材確保の観点から、中長期的な「教職員定数改善計画」を早期に策定し着実に推進すること。併せて、必要な財源を確保すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 教員が子どもたち一人ひとりに対してきめ細かな指導を実現するための学級編制の標準の改善、新学習指導要領の円滑な実施、少人数指導や特別支援教育の充実など、学校教育上の課題に対応した中長期的な「教職員定数改善計画」を早期に策定の上、着実に実施すること。
- 2 全国的な教育水準を確保するため、国の責務として、35人以下学級等の少人数学級の拡大、及び加配等による少人数指導が充実されるよう必要な財源を確保すること。すでに加配により36人以上の学級が解消されている小学校第2学年においては、早急に「義務教育標準法」の改正により35人以下学級を実施するとともに、小学校第3学年以降への拡大に当たっても同様に法改正により実現すること。

### 【提案・要望の理由】

新学習指導要領が完全実施となり理数教育や外国語教育等の充実を図るための授業時数増加への対応や生徒指導・進路指導の充実等に対応するための教職員の配置が求められています。また、特別支援学級では、年々在籍する児童生徒が増加し、これまで以上に子どもたち一人ひとりへの適切な指導が求められています。

栃木県としては、これまでも子どもたち一人ひとりにきめ細かな指導を実現するため、少人数指導、少人数学級の充実に努めてきたところですが、今後も、国の施策との整合性を図りながら推進していくには、国において「教職員定数改善計画」を策定し、改めて実効性のある中長期的計画とすることを要望します。

全国的な教育水準を確保するためには、「義務教育費国庫負担法」に基づき、国の責務において、少人数指導、少人数学級を実施できるよう財源を確保する必要があります。また、少人数学級については、継続的な実施が不可欠であることから「義務教育標準法」の改正による実現を要望します。

〔県所管部課：教育委員会事務局 教職員課〕

## 【 2 】 特別支援教育に係る支援環境の整備・充実について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

発達障害を含む障害のある児童生徒に対する適切な支援を行うために、特別支援教育コーディネーターの専任化、特別支援学級の学級編制の標準の引下げ及び通級指導担当教員の増員を図るとともに、医療的ケアの必要な児童生徒に対する適切な支援を行うために、看護師の常勤化に必要な措置を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 特別支援教育コーディネーターの専任化、特別支援学級の学級編制の標準の引下げ及び通級による指導を担当する教員の増員を図ること。
- 2 看護師の常勤化に必要な措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

特別支援教育コーディネーターについては、現在、全ての小・中学校等で指名されていますが、特別支援学級担任等の兼務の割合が年々高くなっている状況にあります。そこで、発達障害児等への指導体制をさらに充実させるために、義務教育標準法に位置付けた上で専任化を図ることができるよう、教員配置に係る措置を講じることが必要不可欠です。

また、特別支援学級及び通級による指導については、指導を受けている児童生徒数は年々増加しています。このため、対象者の増加に対応した教員の増員が必要となっています。

特別支援学校において、たんの吸引等の医療的ケアの必要な児童生徒の障害は重度でかつ重複しており、対応するケアの内容も多様化・複雑化が進んでいます。そのため咽頭前のたんの吸引等の特定行為に関しては、看護師の指導の下、一定の研修を受けた教員が実施することが可能となりましたが、多くの対象児童生徒は、看護師の特別な配慮を踏まえたケアが必要です。児童生徒の多岐にわたるケアや教員との連携・指導など看護師の業務が増える中で医療安全の確保が確実になるように看護師の常勤化を可能とする財政的措置が必要です。

〔 県所管部課：教育委員会事務局 特別支援教育室 教職員課 〕

### 【 3 】小・中学校及び高等学校における教育相談体制の充実について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

小・中学校及び高等学校におけるスクールカウンセラーの配置の拡充等、学校教育相談体制の一層の充実を図ること。

#### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 スクールカウンセラーの配置及び年間勤務時間数を拡充するなど、小・中・高等学校全体を通じた教育相談体制への支援の充実を図ること。

#### 【提案・要望の理由】

本県では、厳しい財政状況の中においても、スクールカウンセラーの配置を含め、児童生徒の問題行動等の解消に向けた様々な施策を展開し、未然防止や早期発見、早期解決を図っているところです。しかし、いじめや暴力行為、不登校、高等学校の中途退学などについては、依然として多く発生しており、児童生徒が抱える様々な不安や悩みを解決していくための教育相談の重要性はますます高まる状況にあります。

こうした中、国の事業を活用してスクールカウンセラーを配置した各学校においては、心の専門家であるスクールカウンセラーを教育相談体制に位置付け、より質の高い教育相談を展開していますが、現行の制度においては、特に高等学校への配置は限定的であり、また、今年度は予算の縮減により、当初の予定より、スクールカウンセラーの年間勤務時間数が減少となっています。

「スクールカウンセラー等活用事業」において、学校における教育相談の重要性に鑑み、スクールカウンセラーの配置及び年間勤務時間数を拡充するなど、小・中・高等学校全体を通じた教育相談体制の一層の充実を図る必要があります。

〔県所管部課：教育委員会事務局 学校教育課〕

## 【 4 】 公立学校の耐震化事業等に係る施策の充実について

所管省庁：文部科学省 大臣官房  
文教施策企画部

安全・安心な学校づくりを進めるため、公立学校の耐震化事業に対する財政負担の軽減を図るとともに、学校施設の環境改善について、国庫負担制度の拡充を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 市町村立学校の耐震化に係る $l_s$ 値0.3以上の建物について、交付金の算定割合の嵩上げを図ること。
- 2 緊急性のある耐震化事業に併せて実施する大規模改修事業、新增改築事業等の各種事業及び公立高等学校の耐震化事業についても十分な財源の確保を図ること。
- 3 大規模改修事業について、市町村立学校の事業採択下限額の引下げや公立高等学校への適用拡大、平成25年度に創設された長寿命化改良事業については、対象の建物要件緩和など、学校施設環境改善全般において国庫負担制度の拡充を図ること。
- 4 竜巻等による学校施設の窓ガラスの破損により児童生徒へ被害が及ばぬよう、窓ガラスの飛散防止対策が盛り込まれている非構造部材の耐震化事業について、市町村立学校の事業採択下限額の引下げや公立高等学校への適用拡大を図ること。

### 【提案・要望の理由】

市町村立学校の耐震化に係る $l_s$ 値0.3未満の建物への補助率の嵩上げ措置については、平成27年度末までとなっておりますが、児童生徒の安全安心を確保する観点からは、 $l_s$ 値0.3以上の建物についても同様の制度とするようお願いします。

また、公立高等学校については、耐震補強工事を計画的に実施しているところですが、依然として耐震化率は低い状況にあります。

(H24.4.1現在 高等学校の耐震化率76.7%(全国平均82.4%))

計画的に耐震化を推進するためには、耐震化事業に併せて実施する大規模改修事業等及び公立高等学校の耐震化事業についても、財政的措置をお願いします。

さらに、環境改善の観点から老朽化対策事業を推進するとともに、学校施設の安全を確保するため、学校施設環境改善交付金制度の大幅な拡充をお願いします。

特に長寿命化改良事業については、今後耐震化から老朽化対策に重点がシフトする中、ニーズが高まると思われませんが、耐震改修が平成27年度完了を控え、対象となる建物が少ないため、要件を構造上危険な建物以外に拡大するなどの見直しをお願いします。

〔県所管部課：教育委員会事務局 施設課〕

## 【5】次世代育成支援対策の充実・強化について

所管省庁：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
保 険 局

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、次世代育成支援対策の充実・強化を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、児童養護施設等の措置費、保育所運営費の算定基準及び児童相談所の職員配置基準を引き上げるとともに、児童福祉施設整備に要する支援制度を拡充すること。
- 2 放課後子どもプランの取組に当たっては、放課後児童健全育成事業をより充実した内容とするため、放課後児童クラブへの支援制度を拡充すること。
- 3 国において、現物給付方式による「乳幼児医療費助成制度」を早急に創設すること。その実施が困難な場合は、少なくとも、地方単独事業として実施する現物給付による乳幼児医療費助成に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

### 【提案・要望理由】

子育てに対する負担感や不安感を解消し、安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりが課題となっています。

このため、次世代育成支援対策行動計画に基づく施策を、総合的、計画的に推進していくことが必要です。

特に、保育サービスや放課後児童クラブの内容をより一層充実し、仕事と子育てが両立できる環境づくりが望まれています。

また、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療の促進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るための施策を充実する必要があります。

〔 県所管部課：保健福祉部 こども政策課  
国保医療課 〕

## 【 6 】 地域医療確保対策について

所管省庁：厚生労働省 医 政 局  
文部科学省 高等教育局

県民の日常生活に欠かせない地域医療を確保するため、深刻化している医師不足の改善等に向け、抜本的な対策を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域及び診療科における医師偏在の解消に向けて、医療機関の管理者となるための要件にへき地医療や周産期医療における一定期間の診療経験を加えることや専門医の養成の在り方を見直すなど、医師不足の改善に向けた抜本的な対策を早急に講じること。
- 2 平時はもとより、災害時における地域医療提供体制の確保を図るため、必要とする全ての救急・周産期医療機関を対象として医療施設・設備の整備を促進するなど、医療提供体制の整備に対する支援の充実を図ること。

### 【提案・要望の理由】

これまでに医師の養成数の大幅増等の対策が実施されて参りましたが、地域及び診療科における医師の偏在は、依然として深刻な問題となっています。

地域間の医師偏在については、平成21年4月の臨床研修制度の改正等による都道府県間の医師数の格差是正の効果は必ずしも十分ではなく、また、労働者派遣法施行令の改正により、平成18年4月から可能となったへき地における医療機関への医師の労働者派遣も、現実には活用できない状態です。

このため、へき地医療や周産期医療における一定期間の診療経験を医療機関の管理者となるための要件とするなど具体的な対策を求めるものです。

本県では、特に不足が深刻な産科、小児科、さらには麻酔科、整形外科を希望する医学生を対象とした修学資金貸与制度や医学部入学者への地域枠の設置などにより、中長期的には一定程度医師の確保が可能となりましたが、県としての対応には限界があり、依然として医師不足が緊急の課題となっております。こうした中、地元市町からは地域医療体制の確保はもとより、医学部新設の規制緩和を求める要望も寄せられています。

国においては、関係機関との連携の下、専門医制度の見直しを図り、専門医の資質の向上を図りつつ、養成数についても調整できる制度の確立を図るとともに、医学部入学定員の在り方等に関する検討会等の意見を踏まえ、医師不足の改善に向けた抜本的な対策を早急に講じるよう求めるものです。

(次頁へ)

また、東日本大震災を踏まえ、平時はもとより、災害時においても地域における医療機能を維持し、救急患者の受入れ等に支障が生じることのないよう万全の対策を講じておく必要があります。

については、必要とする全ての救急・周産期医療機関を対象として医療施設の耐震化や自家発電設備等の設備整備の促進を図るなど、医療提供体制の整備に対する支援の充実を求めるものです。

〔県所管部課：保健福祉部 医事厚生課〕

## 【 7 】 難病対策の充実について

所管省庁：厚生労働省 健 康 局  
雇用均等・児童家庭局

難病対策の法制化により、特定疾患治療研究事業における超過負担の解消を図るとともに、新制度の導入に当たっては、地方の意見に十分に配慮しながら検討を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 特定疾患治療研究事業については、平成25年1月27日の三大臣合意「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収等の取扱い等について」(総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣)に基づき、地方の超過負担の早期解消を図るとともに、小児慢性特定疾患治療研究事業についても、特定疾患の見直しとの整合性を図り、安定的な制度を構築すること。
- 2 新制度の導入に当たっては、患者の症状や負担能力に応じて適切な支援が提供できるよう十分な予算を確保すること。  
また、患者の利便性を考慮した制度設計にするとともに、医療機関・自治体の事務負担や財政措置についても十分配慮すること。
- 3 特定疾患治療研究事業の実施主体に中核市を加えるよう検討すること。

### 【提案・要望の理由】

現在の特定疾患治療研究事業の国庫補助金については、交付申請額の5割程度しか交付されておらず、その差額は県の負担となり、財政を圧迫しています。平成25年1月27日の三大臣合意に基づき、法制化等により安定的な制度とし、超過負担の早期の解消を要望するものです。

また、小児慢性特定疾患治療研究事業費についても、難病対策と整合性を図りながら、安定的な制度となるよう要望します。

対象疾患の拡大に併せて、認定方法や適切な患者負担の在り方について検討が行われていますが、必要な患者が必要な助成を受けられるよう十分な予算が確保されるよう要望するものです。

また、難病指定医(仮称)の指定や難病患者データの入力等については、医師などの負担が過度とならないよう医療現場の声を十分反映させるとともに、対象疾患の拡大や難病指定医(仮称)、新・難病医療拠点病院(仮称)等の指定等に係る地方の事務量の増加に十分配慮し、新たに必要となる事業の経費についても、十分な財政措置を講じることを要望するものです。

難病患者地域支援対策事業や小児慢性特定疾患治療研究事業、障害者手帳認定交付事務については、保健所を設置している政令指定都市、中核市が実施主体となっております。それらの事業との整合性を図るとともに、難病患者の利便性や保健所の役割の観点から、難病患者により良いサービスが提供できるよう、特定疾患治療研究事業の実施主体に中核市を加えるよう検討することを要望するものです。

〔県所管部課：保健福祉部健康増進課〕

## 【 8 】がん診療連携拠点病院の指定の抜本的見直しについて

所管省庁：厚生労働省 健康局

がん診療連携拠点病院の指定に当たっては、地域における医療の状況や医療機関が有する診療機能及び果たしている役割等を踏まえ、柔軟に対応すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域におけるがん医療提供体制の更なる充実を図る観点から、同一の2次医療圏に、既存のがん診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)と遜色のない診療機能や診療実績を有する医療機関が存在する場合等においては、地域の医療の状況や当該医療機関が果たしている役割などを勘案し、複数の医療機関が拠点病院としての指定を受けられるようにすること。

### 【提案・要望の理由】

医療資源が偏在している場合には、2次医療圏単位で拠点病院を整備するという原則により、地域の実態に即したがん医療提供体制の整備が困難になります。例えば、2次医療圏に既存の拠点病院があると、同一の医療圏に拠点病院の指定要件を満たし、かつ、圏域内外のがん患者を積極的に受け入れ、がん医療を広域的に提供している医療機関がある場合でも、現状では拠点病院の指定を受けることができません。

しかしながら、そうした医療機関が地域のがん医療において果たす役割が大きいことを踏まえると、複数の医療機関を拠点病院として指定し、そのことを通して診療機能の強化を図ることが、地域におけるがん医療提供体制の充実につながり、がん医療の更なる均てん化に資するものと考えられます。

そのため、拠点病院の指定に当たっては、地域における医療資源の実情に応じた柔軟な対応を求めるものです。

〔県所管部課：保健福祉部健康増進課〕

## 【 9 】 地上デジタル放送の難視地区対策について

所管省庁：総務省 情報流通行政局

地デジ難視対策衛星放送の対象地区については、国の責任において、確実に恒久対策を実施できるよう十分な対策を講じること。

また、恒久対策の実施に当たっては、地域住民の負担軽減のための必要な措置を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 恒久対策が未完了の地区については、衛星利用による暫定的な対策が終了するまでに、地域住民及び関係者との協議・調整を行い、確実に恒久対策を講じること。
- 2 共聴施設等の整備に当たっては、地域住民が円滑に取り組めるよう、技術的支援を行うとともに、国庫補助制度を拡充するなど、負担軽減のための必要な措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

地デジ難視対策衛星放送が平成27年3月に終了予定となっているため、それまでに全ての対象地区について恒久対策を完了する必要があります。

共聴施設の整備など受信側の恒久対策の実施に当たっては、共聴組合の設立や業者選定、国庫補助申請など、地域住民に対して指導・支援が不可欠となるので、引き続き、対策完了までのきめ細やかな対応を求めるものです。

また、これらの恒久対策を実施する際に、地域住民の負担が軽減されるよう、国庫補助制度を拡充するなど、更なる支援策を併せて要望します。

〔県所管部課：経営管理部 情報システム課〕

## 【10】警察活動体制の充実・強化について

所管省庁：総務省 自治財政局  
警察庁 長官官房

業務負担増加、現場執行体制の強化等に対応するため、十分な財源措置を講じた上で警察官の増員を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 警察法施行令第7条に規定する地方警察職員の定員の基準を改正し、警察官の増員を図ること。
- 2 人件費及び資機材費について、十分な財源措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

本県では、警察官の増員や業務の合理化等により、精強な執行力の確保に向けた人的基盤を強化しているところであり、平成25年度は、警察官9人の増員が容認され、サイバー空間の安全確保のための体制強化と暴力団対策を強化するための体制強化を図ることができました。

このような中、刑法犯認知件数の減少など指数上の治安は改善しつつあるものの、子どもや女性を狙った犯罪や高齢者を対象とした投資名目の詐欺事件が増加しているほか、栃木・茨城両県にまたがる女子児童誘拐殺人事件(いわゆる今市事件)が未解決であるなど、県民の不安は払拭されていません。また、交通事故については、死者数に占める高齢者は約6割と高水準に達するなど、憂慮すべき厳しい情勢が続いております。

さらに、警察官一人当たりの人口負担、刑法犯認知件数の業務負担割合は、いまだ全国平均を上回っており、加えて、北関東自動車道などの交通基盤の整備に伴い、人の流れが広域化・活発化するとともに、犯罪形態も広域性・多様性を強めております。また、那須御用邸や御料牧場を擁する本県にあっては、地方行幸啓、地方行啓に伴う警衛警備の実施回数が全国第2位であります。

警察では、「県民のために 県民とともに歩む力強い警察」を基本姿勢として、各種施策を推進しておりますが、治安水準を更に向上させ、「安全安心な“とちぎ”」を実現するため、更なる警察官の増員が必要です。

県所管部課：警察本部 警務課  
会計課

## 【11】県民生活の安心と向上を図る基金事業の継続について

所管省庁：内閣府 自殺対策推進室  
厚生労働省 老健局  
社会・援護局  
雇用均等・児童家庭局  
文部科学省 初等中等教育局

国が経済対策により創設した基金事業について、継続した取組が必要な事業については、十分な財政措置を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 国の数次にわたる経済対策により創設された基金事業について、県民生活の安全安心の確保や弱者への支援など継続した取組が必要な事業については、引き続き実施できるよう十分な財政措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

国の経済対策により創設された基金事業の多くが、平成25年度末をもって期限を迎えます。

これらの基金事業により、高齢者の地域支え合いや子育て支援体制の充実、自殺対策、社会福祉施設等の耐震化など、よりきめ細かな行政サービスの実施により、県民生活の安全安心の確保や互いが協力し合う地域づくりが図られてきたところです。

これらは、本来、時限的な取組ではなく、継続して実施していくことによって着実な効果が得られる事業であることから、次年度以降も引き続き実施できるよう、必要な財政措置が講じられるよう要望します。

県所管部課：保健福祉部 高齢対策課  
障害福祉課  
こども政策課

## 【12】住宅・建築物の耐震化の推進について

所管省庁：国土交通省 住宅局

安全・安心な県民生活を実現するため、住宅・建築物の耐震化に係る制度の更なる充実を図るとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっては、建築物の所有者や地方の負担に配慮したものとすること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 県民の安全・安心を確保するため、耐震改修に係る住宅所有者の経費負担の軽減が図れるよう引き続き国庫補助制度の充実を図ること。
- 2 改正法の施行に当たっては、耐震診断等が義務付けされる所有者の負担及び地方の財政的な負担について配慮したものとすること。

### 【提案・要望の理由】

本県では、平成19年1月に「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し平成27年度までに耐震化率を90%以上とする目標を掲げ、民間住宅や公共施設の耐震化に取り組んでいます。

民間住宅の耐震化については、市町と一体となり耐震改修工事への補助を実施していますが、更なる耐震化を進めるためには、県民の費用負担を軽減することが重要であることから、補助額の充実と継続的な制度とすることが必要です。

改正法の施行により、病院、旅館、老人ホーム等の一定規模以上の建築物については耐震診断と平成27年までの報告が義務化されます。

このように改正法の施行によって建築物所有者の負担が伴うことから、所有者の経済的負担等に配慮するとともに、地方の財政の負担とならないものとすることが必要です。

〔県所管部課：県土整備部 建築課〕

## 【13】公共交通ネットワークの維持・充実について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
総合政策局  
都市局  
道路局  
鉄道局  
自動車局

超高齢社会・環境問題等、様々な社会情勢を背景に、身近な公共交通の維持・充実が喫緊の課題となっており、栃木県においても利用者の減少による路線の縮小、撤退等が生じていることから、県民生活に欠かせない公共交通の維持及び充実に対する支援制度の更なる拡充を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 県民の日常生活における移動手段を確保するため、バス等の生活交通の維持・充実に対する支援制度の拡充や地方財源への支援を強化すること。
- 2 第三セクター鉄道の経営維持のため、新たな運営費補助等の財政支援制度の創設を図るとともに、地方負担に係る地方財政措置を講じること。
- 3 新たな公共交通システムの整備に関して各種施策の更なる充実を図ること。

### 【提案・要望の理由】

本県においては、超高齢社会や環境問題への対応、地域間の連携・交流の促進等の観点から、これまで以上にバス、鉄道、LRT等の公共交通ネットワークの維持・充実に向けた取組を推進していく必要があります。

バス等の生活交通については、「とちぎ生活交通ネットワークガイドライン」を基本指針として、地域の特性やニーズに応じてその改善・充実に取り組んできていますが、一方で、公費負担の増嵩が大きな課題となっている状況にあります。

国では、本年5月の地域公共交通確保維持改善事業の改正により、既存の地域内フィーダー系統についても一定の条件において補助対象とされたところです。

一方で、多くの地域間幹線系統においては、事前算定方式による補助対象額に対し実際の欠損額が上回り、県と市町村で差額を補填している状況です。また、地域内フィーダー系統においても、市町村毎の補助上限額により補助額がカットされる事例がみられます。

については、地域間幹線系統における実際の経常収支に基づく補助額算定方式(事後算定方式)への変更、地域内フィーダー系統における補助額上限規定の見直しなど、支援制度の更なる拡充及び財源の確保が是非とも必要です。

(次頁へ)

本県内の「第三セクター鉄道」である野岩鉄道、真岡鐵道、わたらせ渓谷鐵道は、地域振興、住民生活の基盤として必要不可欠な公共交通であります。その経営基盤は脆弱であることに加え、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害等による利用者数の減少から未だ回復しておらず、依然として厳しい経営状況が続いています。

については、将来にわたり安定した経営基盤が確保できるよう、新たな運営費補助等の財政支援制度の創設を図るとともに、地方負担に対する地方財政措置を講じることが必要です。

宇都宮市においては、地域の活性化、超高齢社会や環境問題への対応等の観点から、LRTなど新たな公共交通システムの導入とこれを含めた公共交通ネットワークの改善・充実に向けた検討を進めており、県としてはこれらの取組を支援しているところです。

これまで国においては関連諸制度の充実を図ってきたところですが、特にLRT整備に関しては、補助率の嵩上げなど各種施策の更なる充実を求めるものです。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

## 【14】安全な県土づくりを担う社会資本の整備促進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房  
総合政策局  
都市局  
水管理・国土保全局  
道路局  
住宅局

安全で豊かな県民生活を支える社会資本の整備について、地方が抱える様々な課題やその解決に向けた政策目標等を十分に考慮し、地方にとって真に必要な社会資本整備事業に必要な財源を確保すること。

また、交付金制度については、地方にとってより使いやすいものとなるよう、制度の弾力的運用を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県が必要とする社会資本の整備が着実に推進できるよう、財源確保を図ること。
- 2 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金について、地方の裁量をより柔軟に反映できる、使いやすい制度となるよう弾力的運用を図ること。

### 【提案・要望の理由】

本県における道路、河川、下水道、公園、住宅等の社会資本の整備水準は未だ低い状況にあり、県民を自然災害から守るとともに、安全で豊かな生活を確保していくためには、防災・減災対策をはじめとする社会資本整備の推進が必要です。

これらの社会資本の着実な整備を図るために、必要な財源を確保されるよう要望します。

交付金制度については、平成24年度から社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金に改編され、社会資本の高齢化対策、防災・減災対策の充実が図られたところです。今後、地域の実情に応じて適確に社会資本の整備・維持管理を図る上では、これらの交付金制度を一体的に活用することが必要であることから、交付金相互の流用を可能とするなど、より弾力的な運用を要望します。

〔県所管部課：県土整備部〕

## 【15】広域幹線道路ネットワークの構築について

所管省庁：国土交通省 道路局

広域幹線道路ネットワークの構築は、本県の元気な地域づくりを進める上で必要不可欠であることはもとより、切迫する首都直下地震などの大規模災害時には東北自動車道とともに、緊急輸送路や避難路として極めて重要な役割を果たすため、今後とも着実に整備推進を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 高規格幹線道路について、整備推進及び支援を行うこと。
  - 東北自動車道の渋滞対策のため宇都宮IC以北の6車線化整備計画策定
  - 東北自動車道と北関東自動車道が接続する岩舟JCT付近の渋滞対策工事の早期完成及び栃木都賀JCT周辺における渋滞対策の早期実施
  - 新たなスマートICの整備推進に向けた支援
  - ア 東北自動車道都賀西方PA、宇都宮市大谷地区、矢板市矢板地区
  - イ 北関東自動車道壬生PA
  - 北関東自動車道五行川PA及び太田PAの早期事業化
- 2 地域高規格道路について、整備推進及び支援を行うこと。
  - 茨城西部・宇都宮広域連絡道路の整備推進等
  - ア 新4号国道の圏央道五霞ICまでの6車線化推進及び渋滞対策
  - イ 国道119号宇都宮環状北道路の整備支援
  - 常総・宇都宮東部連絡道路の整備支援等
  - ア 国道408号宇都宮高根沢バイパスの整備支援
  - イ 国道408号真岡南バイパスの整備区間指定
- 3 国道4号への予算重点配分と早期事業化を図ること。
  - 西那須野道路の整備推進
  - 矢板市から那須塩原市までの未事業化区間、特に矢板・大田原バイパス(土屋バイパス)の早期事業化
  - 那須塩原市大原間地区の歩道整備推進及び那須町高久甲以北の歩道未整備区間の早期事業化
- 4 国道50号足利市街地における混雑交差点の立体化など渋滞対策の具体化を図ること。

### 【提案・要望の理由】

#### 高規格幹線道路

#### 〔東北自動車道〕

宇都宮IC以北において渋滞が頻繁に発生しています。また、「北関東自動車道」と接続する岩舟JCT及び栃木都賀JCT付近においても局部的に新たな交通渋滞が発生しています。高速性と定時性を確保するため、渋滞が頻発している箇所から順次拡幅整備が必要です。

(次頁へ)



## 【16】ダム事業の着実な推進及び生活関連事業の実施について

所管省庁：国土交通省 水管理・国土保全局

国において現在実施している思川開発事業の検証作業を速やかに進めるとともに、検証期間にあっても、ダム建設に伴う生活関連事業を継続的かつ確実に実施すること。

また、検証作業が終了したハッ場ダムにあっては、一刻も早く本体工事に着手すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 思川開発事業の検証については、今後のスケジュールを明らかにした上で、作業を効率的に進め、早期終結を図ること。
- 2 国や水資源機構が地元と約束した一般県道板荷引田線などの生活関連事業の整備促進を図ること。
- 3 ダムの検証結果にかかわらず、水特・基金事業が確実に実施できるよう国の責任において対策を講じること。
- 4 ハッ場ダムにあっては、これ以上建設を遅らせることなく、速やかな本体工事に取りかかること。

### 【提案・要望の理由】

思川開発事業は、地下水依存度の高い県南地域における安全な水道水の安定供給を確保する上で、必要不可欠な事業です。

ダム事業を前提として生活の再建や地域振興を図っている地元においては、生活再建工事や水特・基金事業の計画どおりの実施、特に一般県道板荷引田線の一日も早い完成を待ち望んでいます。

ハッ場ダムは、治水・利水上不可欠な施設であり、検証を行った結果、事業継続が妥当との判断が下されたものであることから、速やかな本体工事の着手が必要です。

〔県所管部課：県土整備部 砂防水資源課〕

## 【17】雇用対策の推進について

所管省庁：厚生労働省 職業安定局

福島第一原子力発電所事故の影響等により厳しい雇用情勢が続いており、引き続き雇用対策の推進が重要であることから、雇用対策基金の充実を図るとともに、被災者雇用開発助成金の要件を緩和すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 緊急雇用創出事業について、雇用復興推進事業を除き、原則、平成25年度末までとされている実施期間を延長するとともに交付金の増額を図ること。
- 2 災害救助法適用地域を対象としている被災者雇用開発助成金の特例措置について、本県全域を対象に含めること。

### 【提案・要望の理由】

東日本大震災の発生から2年余が経過し、4月の本県の有効求人倍率は、前年同月から0.04ポイント上回り0.84倍と徐々に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい雇用情勢が続いております。また、観光地における旅館・ホテルや県内ものづくり中小企業等において、厳しい経営状況が続いており、従業員の解雇が懸念されています。

このため、離職を余儀なくされた方への雇用・就業機会の創出・提供を行う手段の一つとして有効である緊急雇用創出事業について、雇用復興推進事業を除き、原則、平成25年度末までとされている基金事業の実施期間を延長するとともに、交付金の増額を図られるよう要望します。

また、国においては被災離職者などへの支援として、平成23年5月2日以降に1年以上雇い入れる事業主に対し、被災者雇用開発助成金を支給していますが、本制度は災害救助法適用地域のみを対象としていることから、栃木県全域が対象となるよう要件の緩和を求めます。

〔県所管部課：産業労働観光部 労働政策課〕

## 【18】再生可能エネルギーの導入促進について

所管省庁：内閣府 規制改革推進室  
経済産業省 資源エネルギー庁  
環境省 地球環境局  
農林水産省 農村振興局  
国土交通省 水管理・国土保全局

再生可能エネルギー発電施設の導入を拡大するため、全量固定価格買取制度について、事業者の積極的な参入が促進されるような運用を図るとともに、更なる関係法令等の規制緩和や制度改革、送配電網の強化など系統接続の円滑化のための措置を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 再生可能エネルギーへの事業者の参入が本格的に進むまでの間は、現行の買取価格及び買取期間を維持するとともに、見直す場合には、事業者の予見可能性と事業採算性の確保に配慮し、十分な周知期間を設けること。
- 2 農地法や河川法などの関係法令等の規制緩和や税制優遇措置を設けるなど、更なる規制・制度改革を行うこと。
- 3 再生可能エネルギーの導入拡大に支障が生じないように、送配電網の強化など系統接続の円滑化のための措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

国民生活の安定・向上及び経済活動の維持・発展のためには、エネルギー供給源の多様化や自給力の向上により電力の安定供給を確保する必要があり、事業者の積極的な参入による、再生可能エネルギーの飛躍的な拡大を図ることが喫緊の課題となっています。

メガソーラー、小水力、地熱などの発電施設は、適地調査から発電開始までに長期間を要することから、買取価格等を改定する場合には、事業者の参入状況や参入意欲に配慮して十分な周知期間等が必要です。

また、農地転用許可後も長期間未利用となっている農地について再生可能エネルギー発電施設の設置により農業振興に資すると認められる場合には第1種農地でも利用目的の変更を可能とするような規制緩和や、河川法における許可水利権を有していない農業用水(慣行水利権)などを発電に使用する場合の手続きの簡素化、税制優遇措置など更なる規制・制度改革が必要です。

さらに、導入拡大に伴い、送電容量の逼迫や系統連携手続の遅延など支障が生じていることから、早急に送配電網の強化や申請手続きの簡素化など系統接続の円滑化を図ることが必要です。

〔 県所管部課：環境森林部 地球温暖化対策課  
農政部 農政課  
農村振興課 〕

## 【19】日光国立公園利用施設の適正維持について

所管省庁：環境省 自然環境局

国立公園の豊かな自然の保護と安全で快適な利用をより一層推進するため、自然公園等事業の改革を踏まえ、環境省直轄管理施設の拡大と、県及び市町村が整備した施設の改修に対する新たな支援策を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 国立公園内の公園施設について、国が直轄で整備・管理する対象を拡大すること。
- 2 県及び市町村で整備した国立公園施設の定期的な改修を支援するため、国立公園内の施設も自然環境整備交付金の対象とするなど、新たな支援策を講じること。

### 【提案・要望の理由】

本県では、奥日光地域に「自然公園核心地域総合整備事業(緑のダイヤモンド計画)」を、また、那須・塩原地域に「自然公園利用拠点新活性化事業」を導入するなど、日光国立公園の整備に先駆的に取り組んできました。

自然公園等事業の三位一体改革に伴い、国立公園の公園事業は補助金が廃止され、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業に係る整備は国が直轄で行うこととなりました。

この結果、環境省から、国立公園ごとの直轄事業の整備方針が示され、この中で、本県では、県及び市町村から要望した112施設のうち14施設が直轄化されることになりました。

これまで県及び市町村で整備してきた多くの公園施設は、国立公園の保護と利用上、重要な施設であり、改修には国の支援が不可欠です。

このため、国立公園内の施設を自然環境整備交付金の対象とするなど、新たな支援策を講じることが必要です。

〔県所管部課：環境森林部 自然環境課〕

## 【20】森林・林業再生プランの着実な推進について

所管省庁：農林水産省 林野庁

「森林・林業再生プラン」における「木材自給率50%以上」の目標を達成するため、地域材の生産や利用拡大に係る支援制度を継続・強化すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域材を使用した家づくりや公共施設等の木造・木質化への支援策を継続するとともに、高性能林業機械の導入や林内路網整備への支援など、地域材を安定的に生産するための支援策を強化すること。

### 【提案・要望の理由】

本県では、国が「森林・林業再生プラン」に掲げた、今後10年間を目処に「木材自給率を50%以上」とする目標を達成するため、国の森林整備加速化・林業再生事業等を活用し、高性能林業機械の導入や林内路網の整備による素材生産時の低コスト化や、木材加工施設などの拡充による木材製品の安定供給を支援してきました。

このような中、平成24年度の補正予算において、木造公共施設整備に対する支援が復活するとともに、木材利用ポイント事業による地域材利用木造住宅への支援が創設されたところです。

しかしながら、木造公共施設整備や木材利用ポイント事業への支援は平成25年度のみのものであり、さらに、高性能林業機械等の川上への支援は今回の補正予算の対象となっていないことから、継続的で着実な地域材の需要拡大、ひいては「森林・林業再生プラン」の推進に懸念が残る状況となっています。

このため、森林・林業再生の根幹をなす、地域材の生産や利用拡大に係る川上から川下までを対象とした総合的な支援策を継続・強化するよう要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 林業振興課〕

## 【21】森林整備のための税財源の確保について

所管省庁：農林水産省 林野庁

森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、森林整備に必要な税財源の確保を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 森林は水源の涵養、地球温暖化の防止といった公益的機能を有しており、これらの機能を享受する全ての国民の理解のもとに、より一層の森林整備に取り組むことが重要であることから、「地球温暖化対策のための税」の用途を森林整備に拡大することや、森林整備目的税を国税として創設するなど、森林整備に必要な税財源の確保を図ること。

### 【提案・要望の理由】

森林は、豊かな水や空気を育み、安全で安心できる国土をつくり、更には、地球温暖化の防止に貢献するなど、様々な公益的機能を持っています。この機能の維持・増進のためには、森林を適正に維持管理していくことが不可欠ですが、木材価格の低迷や後継者不足等により、手入れが行き届かない荒廃した森林が増えています。

このため、本県では平成20年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、荒廃した奥山林等の間伐等に取り組み、一定の成果を上げております。同様の森林整備の取組は、平成25年度においては33県において実施されています。

低炭素社会の実現が世界的なテーマとなる中、国を挙げてより一層森林整備に取り組む必要があり、更には、こうした取組は、森林を有する中山間地域における「緑の雇用」や地域活性化にもつながるものと考えます。

今後一層の森林整備を図るためには、森林を有している地域だけでなく、森林の公益的機能を享受する全ての国民がその費用を負担することが重要であることから、いわゆる「地球温暖化対策のための税」の用途を森林整備に拡大することや、森林整備目的税を国税として創設するなど、森林整備に必要な税財源の確保を図るよう要望します

〔県所管部課：環境森林部 環境森林政策課〕

## 【22】水源林の適切な保全について

所管省庁：農林水産省 林 野 庁  
国土交通省 水管理・国土保全局

水源地域における地下水の利用を規制するための法を整備し、水源林の適切な保全を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 水源林は水資源の確保に重要な役割を果たしているため、水源地域における地下水の利用を規制するための法を整備して、水源林の適切な保全を図ること。

### 【提案・要望の理由】

森林は水源涵養等の多くの機能を有しており、本県ではこの公益的機能が高度に発揮される豊かな森林を次世代へ引き継ぐため、県民税などを財源に間伐等の森林整備を進めています。

この豊かな森林は広く国民が享受すべき水資源を育てており、この水資源は森林から得られる国民共通の重要な財産です。

一方、近年、国内各地で外国資本等による森林買収が発生しており、無届伐採や造林の放棄による水源林の荒廃が危惧されています。

さらに、世界的な水需要の高まりを背景に、地下水の大量くみ上げによる水資源の枯渇も懸念されています。

このような状況の中、森林法の一部改正により森林の土地の所有者となった者の届出制などが導入されましたが、水源地域における地下水利用を規制するための法は未だ整備されていないことから、これを早期に整備し、水源林の保全が図られますよう要望します。

〔県所管部課：環境森林部 森林整備課〕

## 【23】廃棄物処理施設の設置・解体の促進対策について

所管省庁：環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物処理施設の設置等を促進するため、産業廃棄物処理施設整備国庫補助対象者の拡充、広域的な整備計画に基づく廃棄物処理施設を対象とする周辺地域整備事業制度の創設、及び一般廃棄物処理施設の解体等に係る助成制度の対象拡大など国の支援措置の充実強化を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 県が整備する産業廃棄物処理施設を対象とするなど、廃棄物処理施設整備費国庫補助制度の拡充を図ること。
- 2 廃棄物処理施設の設置市町村に対する設置促進対策交付金等の周辺地域整備事業制度を創設すること。
- 3 市町村等が実施する一般廃棄物処理施設の解体・撤去について、財源の確保を図ること。

### 【提案・要望の理由】

本県では、「栃木県廃棄物処理計画」に基づき、県営をはじめ公共関与による産業廃棄物の管理型処分場の設置及び一般廃棄物処理施設の広域的な整備を推進していますが、ダイオキシン問題や廃棄物の適正処理に対する地域住民の不安や不信により、施設整備周辺住民の理解と協力が得られず、その設置が極めて困難になっています。

このため、廃棄物処理施設を国民経済社会の必要性から不可欠な「社会資本の整備」と位置付けて、施設の設置促進策を講じることが必要です。

現在、産業廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく措置、また、一般廃棄物については、施設の整備に係る交付金制度がありますが、廃棄物処理施設の設置を促進するためには国の支援措置の充実強化が望まれます。

また、一般廃棄物処理施設の広域的整備等に伴い、休止・廃止となった施設が本県内に10施設あり、今後さらに増加すると予測されます。

解体跡地に一般廃棄物処理施設を整備する場合に限り解体費用を助成する制度がありますが、休廃止施設の中には地元自治会との協定などにより跡地利用ができないところもあり、施設解体が進まない状況にあります。

〔 県所管部課：環境森林部 廃棄物対策課  
馬頭処分場整備室 〕

## 【24】安定型最終処分場の許可基準について

所管省庁：環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

安定型最終処分場が過度に集中する地域における立地規制の導入を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域に対し、処分場の総量を規制するなど、新たな安定型最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

### 【提案・要望の理由】

本県の北部地域は、平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまで100を超える最終処分場が設置されてきました。

そのような中で、新たに大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、広域的な問題となっています。

このような県北地域の状況に対し、本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1 km以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところです。

しかしながら、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域について、安定型最終処分場の総量を規制する基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 廃棄物対策課〕

## 【25】山の日の制定及び祝日化について

所管省庁：内閣府 大臣官房  
農林水産省 林野庁  
環境省 自然環境局

「山の日」を国民の祝日として制定すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 山や森林の役割や恩恵に感謝するとともに、国民の共通の財産として守り育てる意識の向上を促す契機とするため、「山の日」を国民の祝日として制定すること。

### 【提案・要望の理由】

我が国は、国土の7割を山が占めており、山の豊かな森林は、国土の保全、水資源のかん養など国民生活に不可欠な機能を有しています。

国民は、古来より山を身近な自然として親しむとともに、その生活の中で伝統文化や産業を育んできており、山は林業のみならず観光などの貴重な資源でもあります。

近年、地球温暖化の影響が顕在化する中、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての役割にも大きな期待が寄せられています。

これら山のもたらす様々な恩恵を将来にわたり享受できるよう、国民全体が山に感謝し、山を守り育てていくための意識の向上を促すことが必要です。

その契機とするため、「山の日」を国民の祝日として制定することを提案します。

〔県所管部課：環境森林部 環境森林政策課〕

## 【26】地方分権改革の推進について

所管省庁：内閣府 地方分権改革推進室  
総務省 自治行政局  
自治財政局  
自治税務局

豊かで活力ある地域社会を実現するため、地方と十分協議しながら、地方分権改革を強力に推進すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、自主的・自立的な自治体運営を確立するため、国と地方の役割分担の抜本的な見直しをはじめ、地方への権限移譲や関与の縮小、地方税財源の充実確保等、地方分権改革を推進すること。

### 【提案・要望の理由】

地方分権改革については、国と地方の協議の場の法制化や、義務付け・枠付けの見直しを含む3次にわたる一括法の成立などにより、一定の進展が図られました。

しかしながら、これまで行われた義務付け・枠付けの見直しにおいては、条例に委任しつつも国の基準に従うべきものとして、県の裁量が認められない項目が相当数含まれており、また、見直しがなされた項目も、地方分権改革推進委員会の勧告内容の一部にとどまっているなど、国による地方への関与の見直しは、未だ不十分と言わざるを得ません。

国から地方への権限や税財源の移譲についても、抜本的な制度改革には至っておらず、国の出先機関の原則廃止や地方税財源の充実確保等、更なる改革の推進が不可欠です。

特に、ハローワークの地方移管については、福祉、産業振興、職業訓練、教育など様々な分野との連携により大きなメリットを生み出せることから、早急に実現されるよう強く要望いたします。

県所管部課：総合政策部 総合政策課  
市町村課  
経営管理部 財政課  
行政改革推進室

## 【27】地方税財源の充実・強化について

所管省庁：内閣府 地方分権改革推進室  
総務省 自治行政局  
自治財政局  
自治税務局

平成26年度地方財政計画の策定に当たっては、必要な地方一般財源総額を確保すること。

併せて、東日本大震災及び原子力災害の影響は未だに続いていることから、復興に係る経費について、引き続き、十分な地方財政措置を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 平成26年度地方財政計画の策定に当たっては、地方の必要不可欠な財政需要を的確に計上し、必要な地方一般財源総額を確保すること。また、その際は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。なお、財政力の弱い市町村の財政運営に支障が生じないように十分に配慮すること。
- 2 地域間の税源偏在の是正に当たっては、社会保障・税一体改革における地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すなど偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築すること。また、地方分権改革の推進に当たっては、国と地方の最終支出と租税収入の比率の乖離の是正等、地方の財政需要に見合うよう地方税の充実・強化を図ること。
- 3 平成25年度与党税制改正大綱において消費税10%の時点で廃止することとされた自動車取得税の代替財源については、地方の意見を十分踏まえ、安定的な税財源を確保すること。
- 4 東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響は未だに続いていることから、地方自治体が、財政運営に支障を来たすことなく、地域の実情に応じた復興支援や産業振興に取り組めるよう、引き続き、国が十分な支援を行うこと。

### 【提案・要望の理由】

本県では、これまで「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき、給与カットや人員削減などの行財政改革に積極的に取り組んできました。また、平成25年度からはプログラムの考え方を継承した「財政健全化取組方針」に基づき財政健全化に取り組んでいるところですが、医療福祉関係経費や公債費の増加等により、今後も財源不足が見込まれています。

また、本県の市町村においても、不断の行財政改革に取り組んでいるものの、社会保障関係経費の増大などにより一般財源は常にひっ迫し、身近な住民サービスを安定して提供し続けるための財源を確保することが困難な状況となっています。

(次頁へ)

## 【28】地方公務員給与について

所管省庁：総務省 自治行政局  
自治財政局

地方公務員の給与について、地方との十分な協議を経ないまま一方的に削減を求め、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、あってはならないことであり、平成26年度地方財政対策においては、同様の対応を行わないこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 平成25年度地方財政対策において、地方との十分な協議を経ないまま、本来、条例により自主的に決定されるべき地方公務員給与の引下げを一方的に要請し、その手段として地方固有の財源である地方交付税を用いたことはあってはならないことであり、平成26年度地方財政対策においては、同様の対応を行わないこと。

### 【提案・要望の理由】

本県では、これまで「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき給与カットや人員削減など行財政改革に積極的に取り組んできました。また、県内市町村においても人員削減をはじめとした不断の行財政改革に取り組んでいるところです。

そのような地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、地方側と協議を尽くさないまま、本来、条例により自主的に決定されるべき給与について、国家公務員の減額支給措置に準じて地方公務員給与の削減を求め、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは極めて遺憾です。

県所管部課：総合政策部 市 町 村 課  
経営管理部 財 政 課  
人 事 課

少子高齢化や地方分権改革の進展に伴い増大する地方の役割に鑑み、地方が社会保障はじめ住民生活に必須の行政サービスを安定的に維持するためには、社会保障・税一体改革における地方消費税の引上げを含め、税制の抜本改革に取り組む等、地方税財源の充実・強化を図る必要があります。

東日本大震災等からの復興を推進するためには、原子力災害対策や県民生活の安定、経済・産業活力の回復などに積極的に取り組んでいく必要があります。これらに係る経費について、引き続き、十分な財政措置を行う必要があります。

〔	県所管部課：総合政策部	総合政策課
		市町村課
	経営管理部	財務課 税務課
〕		

## 【29】国会等移転の促進等について

所管省庁：国土交通省 国 土 政 策 局  
内 閣 府 大 臣 官 房  
国会等移転審議会事務局

東日本大震災を踏まえ、国会等移転の早期実現に向けて、国会において具体的な議論が進展するよう働きかけるとともに、国民の合意形成に向けた取組を強化すること。

また、国会等移転のワンステップとして、外国要人の迎賓をはじめ多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」の整備について検討すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 東日本大震災を機に、国家中枢機能の災害対応力の強化をはじめ、東京一極集中の是正の必要性が再認識されているため、国会において国会等移転の早期実現に向けた具体的な議論が進められるよう、強く働きかけるとともに、国会等移転の意義・必要性について国民に具体的に説明するなど、その合意形成に向けた取組を強化すること。
- 2 国会等移転のワンステップとして、次のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」の整備について検討すること。
  - ・外国からの要人を迎え、政府首脳と会談を行う迎賓施設
  - ・首相をはじめ政府首脳が静養も行える施設
  - ・大規模地震等に備える危機管理機能を有する施設

### 【提案・要望の理由】

国会における議論の場となっていた「国会等の移転に関する政党間両院協議会」は、平成17年10月を最後に開催されていません。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を引き起こしました。仮に同規模の震災が東京で発生した場合、国の中枢機能が停止状態に陥ることが危惧されます。

現在、中央防災会議において、広範な観点から首都直下地震対策が検討されているところですが、国家中枢機能の災害対応力の強化をはじめ、東京への一極集中の是正、国政全般の改革といった国会等移転の意義・必要性は、一層高まったものといえます。

こうしたことから、本来の国会等移転の早期実現に向けて具体的な議論が進展するよう、強く働きかける必要があります。その際、国会等移転審議会において、「栃木・福島地域」が候補地として最高評価を得ているこれまでの議論を尊重するとともに、国民に対し移転の意義・必要性を具体的に説明し、その関心を高め、合意形成を図ることが重要です。

(次頁へ)

また、我が国にも、アメリカの「キャンプ・デービッド」のような、自然豊かで平穏な環境の中、外国からの要人と政府首脳がくつろいで会談できる場や首相の静養の場が必要です。

さらに、大規模な自然災害やテロ等に対する国の対応力強化の観点から、東京とは別の場所に危機管理機能を有する施設を整備しておくことは、喫緊の重要な課題となっています。

このため、国会等移転のワンステップとして、「自然環境に恵まれ、公有地が確保しやすく、東京にも近い」といった多くの長所を有する那須地域に、「キャンプ・デービッド」のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」を整備することが必要と考えます。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕

## 【30】放射性物質に汚染された廃棄物の処分について

所管省庁：環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
国土交通省 水管理・国土保全局  
厚生労働省 健康局  
農林水産省 生産局

国の責任において指定廃棄物を速やかに処分するとともに、指定廃棄物以外の放射性物質に汚染された廃棄物についても、最終処分先の確保等に関する具体的な支援や有効利用の基準設定、住民理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行うこと。

また、賠償が円滑に行われるよう東京電力(株)を指導すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 8,000Bq/kgを超える放射性物質が含まれる指定廃棄物について、国の責任において速やかに処分すること。
- 2 8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、最終処分先の斡旋など受入施設の確保等に関する具体的な支援を行うこと。また、放射性物質を低濃度で含んだ下水汚泥溶融スラグの有効利用を進めるための基準を設けること。
- 3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性に関する住民理解を促進するため、正確かつ分かりやすい情報提供や知識の普及啓発を行うこと。
- 4 地方自治体が行う下水汚泥等廃棄物の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに係る全ての賠償が円滑に行われるよう、東京電力(株)を指導すること。

### 【提案・要望の理由】

本県は、指定廃棄物の保管量が福島県に次いで多く、保管場所の確保に苦慮しており、最終処分場の確保が喫緊の課題となっています。

本県においては、昨年9月に最終処分場の候補地として矢板市塩田地内の国有林野が提示されましたが、地元から強い反対を受け、地元への説明ができない状況に陥りました。

このような中、国は昨年12月の政権交代を受け、前政権が行った取組を検証し、去る2月25日に新たな方針を示し、これまでの候補地選定のプロセスを見直して、再度、候補地の選定作業を行うこととしました。

最終処分場の設置には、地元の理解が大前提であるため、設置主体である国が責任をもって、市町村長の意見及び地域の実情を踏まえながら、しっかりと丁寧に選定作業を進めていく必要があります。

加えて、県内の半数の市町村は一般廃棄物最終処分場を有しておらず、最終処分先の確保に支障が生じていることや放射性物質に汚染された廃棄物の処理に対する地域住民の不安など、解決すべき多くの課題があります。

(次頁へ)

そこで、指定廃棄物を含めた放射性物質に汚染された廃棄物の適切かつ迅速な処理のため、国において早急に対応するよう要望するものです。

また、現在、100Bq/kgを超える濃度の下水汚泥溶融スラグは、一律に有効利用することができない状況ですが、下水汚泥溶融スラグは水と接触しても放射性物質が溶出しないことから、下水道管防護材としての地下利用など、利用方法ごとに基準を設けることによって、溶融スラグの有効利用を拡大することができるため要望するものです。

さらに、下水汚泥溶融スラグ等の仮置きのためのテント倉庫の設置、仮置き場所への溶融スラグ等の運搬及び放射線量モニタリングなどの原発事故に起因して執行した経費については東京電力(株)に求償しており、その支払いが円滑に行われるよう、引き続き指導を求めるものです。

県所管部課：	環境森林部	廃棄物対策課
	保健福祉部	生活衛生課
	農政部	畜産振興課
		経営技術課
	県土整備部	都市整備課

## 【31】地域の実情を踏まえた除染対策の推進について

所管省庁：環境省水・大気環境局

福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害から一刻も早く復旧・復興を成し遂げ、県民生活の安全・安心を確保するため、国の責任において地域の実情を踏まえた除染対策を推進すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の適用に当たっては、全ての地域において「比較的線量の高い地域」と同等の財政措置を講じること。
- 2 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の有無にかかわらず、除染に要する経費については、国及び東京電力(株)の責任において万全の措置を講じること。
- 3 除染に伴い生じた除去土壌等については、特措法の基本方針に基づき、国の責任においてその保管及び処分や安全性の確保に係る措置を講じること。

### 【提案・要望の理由】

放射性物質汚染対処特措法の「基本方針」において、国は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処に関して、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任を負っていることに鑑み、必要な対策を講じるものとしています。

しかしながら、国の支援制度は、隣接する福島県と本県とで制度の枠組みが異なり、住宅の除染については、本県では庭の表土除去等が補助対象外であるなど支援対象が限定されていることから、一部の市町では、地域の実情を踏まえ早期に放射線量の低減を図るため、国庫補助制度に加え、単独事業によって除染等の措置に取り組まざるを得ない状況にあります。

このため、補助対象とならない除染の経費については、事故の一義的責任を負う東京電力(株)に対して損害賠償請求を実施せざるを得ない状況にあります。東京電力(株)の対応は、賠償基準や支払時期など未だ不確定な要素も多く、市町としては財政面の不安から、地域住民の要請に十分に答えられない現状にあります。

また、併せて、除染に伴い生じた除去土壌等については、除染対象施設において敷地内保管を余儀なくされておりますが、地域住民の安全・安心のためにも、長期的な観点からその保管及び処分や安全性の確保が必要不可欠となっております。

このような現状を打開するため、国による迅速かつ責任ある対応を求めるものです。

〔県所管部課：県民生活部 原子力災害対策室〕

## 【32】農地の除染対策について

所管省庁：農林水産省 生産局

放射性物質に汚染された農地の除染が効果的かつ確実に実施できるよう、現場に即した補助事業等の弾力的な運用及び技術開発を図ること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 農地の除染対策(再除染、放射性物質吸収抑制対策を含む。)について、全ての農業者が負担なくかつ効果的な除染を確実に実施できるよう、平成26年度以降も放射性物質吸収抑制対策事業(東日本大震災農業生産対策交付金)等の事業を継続するとともに、補助対象内容の拡充など現場に即した弾力的な運用を図ること。
- 2 国の事業対象とならない場合には、東京電力(株)の損害賠償が確実になされるよう指導すること。
- 3 再除染が必要な牧草地、急傾斜等による除染困難地に係る効果的な除染技術・工法の開発を図ること。

### 【提案・要望の理由】

本県では、農地の除染について、県が定める「放射性物質に関する農業技術対策指針」や「牧草地除染マニュアル」に基づき、土壌の深耕や反転耕の実施、放射性物質吸収抑制効果のある加里質肥料の施用等を推進しています。

除染に当たっては、農業者に負担が生じないよう環境省や農水省の事業活用を基本に推進していることから、依然として食品衛生法の基準値を超過するおそれのある水稻や大豆等の作物においては、放射性物質の吸収抑制対策への継続した支援が必要と考えています。加えて、牧草地においては、除染に効果があるとされる前植生の刈払いや除草剤散布が補助対象となっていないため、前植生の処理を補助対象とするなど、現場に即した弾力的な運用を図る必要があります。

また、除染を実施した草地から収穫した牧草の放射性物質濃度が、再び暫定許容値を上回る事例があり、再除染を対象とする補助事業の枠組みづくりとともに、こうした事例や急傾斜・石礫等により除染が困難な牧草地における一層効果的な除染技術・工法等の開発が求められています。

併せて、空間放射線量が0.23  $\mu$ Sv/h未満、または、牧草放射性物質濃度が100Bq/kg以下であり、国の事業によらず農家自らが自主的に除染作業を実施する場合にあっても、東京電力(株)の損害賠償が確実に行われることにより、農家が自己負担を強いられることがないように、国が積極的に東京電力(株)を指導することが必要です。

県所管部課：農政部 畜産振興課  
経営技術課

## 【33】風評被害払拭に向けた取組について

所管省庁：国土交通省 観光庁  
外務省 領事局

福島第一原子力発電所事故による観光に対する風評被害の払拭に向けた対策を強力に講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 福島第一原子力発電所事故による本県観光に対する風評被害の払拭に向けて、あらゆる手段を通じ、国民に向けて、本県の「安全安心」に関する明確なメッセージを発信すること。また、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆるメディアを駆使した誘客キャンペーンの実施等、宿泊需要の拡大に向けた抜本的な対策を長期継続して講じること。
- 2 未だ放射能への不安を抱える外国人の訪日を後押しするため、海外に向けて、本県の「安全安心」に関する明確なメッセージを発信するとともに、引き続き海外の旅行エージェント・メディアを招へいするなど、長期継続して、外国人観光客の誘客に強力に取り組むこと。

また、中国人観光客に発給される数次ビザについて、昨年7月から東日本大震災の被災地である岩手、宮城、福島を対象とするよう要件が緩和されたが、本県を訪問する場合も発給の対象とすること。

### 【提案・要望の理由】

福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害によって、本県観光地は、現在も厳しい状況に置かれています。

本県では、「栃木県観光振興・復興県民会議」を設置するなどして、大きく減少した観光客の回復に向けて、市町村や観光関係者とともに最大限の努力を重ねてきた結果、昨年の県内宿泊者数は前年を上回りましたが、東日本大震災前の水準まで回復するには至っておりません。

このたびの風評被害は事故発生から2年余が経過した現在も県内観光地に影響を及ぼしており、地方の努力のみでは対応に限界があることから、風評被害の払拭と観光復興に向けて、国の長期継続した強力かつ有効な支援が是非とも必要です。

〔県所管部課：産業労働観光部 観光交流課〕

## 【34】 特用林産物の生産基盤立て直しのための支援について

所管省庁：復興庁  
農林水産省 林野庁

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、出荷が制限されている原木しいたけ等の生産基盤を立て直し、安全・安心な特用林産物の供給体制の再生を図るための支援策を推進すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

- しいたけ等特用林産物の放射能汚染への対策は長期間に及ぶことが予想されるため、平成26年度以降も、しいたけ原木の更新や施設整備など特用林産物の生産基盤立て直しのための支援策を継続して推進すること。

### 【提案・要望の理由】

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染により、本県においては、原木しいたけ(露地)が、県内26市町のうち21市町で国からの出荷制限を受けるなど、特用林産物の生産や経営が困難な状況にあり、生産者の生産意欲の低下は深刻なものとなっています。

このような中、全国でも有数のしいたけ生産地である本県では、原木しいたけ等の生産基盤を立て直し、食の安全を確保するため、「特用林産施設等体制整備事業」を活用し、汚染されていない原木への更新や放射性物質防除につながる施設整備等の支援を進め、一定の効果を上げてきたところです。

しかしながら、放射能汚染への対策には、長期間を要することが予想され、特にしいたけ原木の更新は、継続的な経営を図るためには、最低でも3年以上の期間を要します。

このため、生産者の生産意欲の向上のためにも、平成26年度以降もしいたけ原木の更新及び特用林産物の施設整備等への支援策を引き続き講じるよう要望します。

〔県所管部課：環境森林部 林業振興課〕

## 【35】輸出農産物及び加工食品に関する輸入規制解除について

所管省庁：農林水産省 大臣官房国際部  
食料産業局

農産物及び加工食品の輸入規制を行っている諸外国・地域に対し、規制の早期解除の交渉等を行うとともに、安全性に関する的確な情報発信を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 農産物及び加工食品の輸入規制を行っている諸外国に対して、輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、農産物等の安全性に関する的確な情報発信を行う等風評被害払拭に向けた取組を積極的に行うこと。

### 【提案・要望の理由】

平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故により、本県産農産物や加工食品に対して、多くの輸出先各国で輸入規制措置が発せられ、輸出が停止しました。

その後、一部の国では解除や緩和はされているものの、本県農産物や加工食品の主要輸出先であった香港(果実・野菜等)、中国、台湾などでは、輸入停止措置が続いており、輸出拡大を図る上で大きな課題となっています。

このような中、国では、農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円水準にすることを目標とし、農業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産の展開」の一環として、国内市場だけに頼らない農林水産物の育成を目指す「輸出倍増プロジェクト」を実施する方針を示しました。

このため、福島第一原子力発電所事故の後、安全性が確認された日本産の農産物や加工食品に対しても輸入停止等の規制措置を継続している諸外国・地域に対しては、迅速な政府間交渉による輸入再開が求められています。

また、農産物や加工食品の安全性に関する的確かつ積極的な情報発信により食品に関する風評被害の早急な払拭が必要とされています。

〔 県所管部課：産業労働観光部 国際課  
農政部 経済流通課 〕

## 【36】地域の実情に応じた復興施策への支援について

所管省庁：復興庁

東日本大震災からの復興施策の推進については、地域の実情に応じた十分な支援を行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 東日本大震災からの迅速な復興を図り、活力ある地域を再生するため、復興施策の推進に当たっては、被災地域の実情に応じた事業実施が可能となるよう十分な支援を行うこと。

### 【提案・要望の理由】

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から2年余が経過し、これまで、震災からの一刻も早い復興に向け、市町村や関係団体等と連携し、各種復興施策に取り組んできたところです。

しかしながら、被害は深刻かつ広範囲に及ぶとともに、福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響は未だに大きく、放射性物質への対応や風評被害対策など息の長い対応が求められており、国の継続した支援が不可欠となっております。

復興に係る諸施策の推進については、被災地域の実情を十分に考慮し、地方が必要とする事業に取り組めるよう、国の積極的な支援を要望いたします。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕